

奈良県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名		井上 哲	
施術所の名称及び所在地		井上整骨院 北葛城郡上牧町 桜ヶ丘三―二九 ―一	
変 更 事 項	旧	(名称) 井上整骨院株式 会社	(開設者・施術 者名) 井上 顕一
	新	(名称) 井上整骨院	(開設者・施術 者名) 井上 哲
変更年月日		令和六年七月 一日	